

=参考= 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する実務と関係法令の相関について

注) 関連する関係法令と特に関係のある実務について◎で表記しています。(網掛けは中心法令です。)

貸付け及び貸付けに付随する取引に関する主な実務		貸付け												債権管理					債権回収						
		貸付け条件等の揭示広告	証明書の携帯と禁止行為	契約の相手方等（行為能力等）	契約条件の説明と申込受付	過剰貸付けの禁止（総量規制等）	返済期限と返済方法	利息と遅延損害金	返済能力の調査と信	契約書面の作成・交付	債権の担保	弁済	受取証書の作成・交付	債権証書の返還	債権の消滅	債務者らの変動（相続等）	帳簿の備付け・保存	取引履歴の開示・帳簿の閲覧	債権譲渡	取立て行為の規制	延滞等に対する対応	民事訴訟	民事保全	強制執行	倒産
法及び関係法令	貸金業法、同施行令、同施行規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				
	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律							○																	
	利息制限法							○																	
	貸金業者向けの総合的な監督指針	○	○		○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○					
	事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係13指定信用情報機関関係）					○			○																
	貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則	○			○	○			○									○	○	○					

[illegible][illegible]

*従業者名簿は、電磁的方法による作成及び保存が認められています。

[illegible]